

復職！再チャレンジ！ 介護の仕事に再就職する方を応援します！
再就職する際に必要な費用（最大 40 万円）をお貸しします。

再就職準備金貸付のご案内

この制度は、山形県社会福祉協議会が国・県からの補助を受け、介護職員として一定の知識と経験を有し、介護の現場から離れていた方が、再び介護職員として就職する際に、再就職に必要な費用を貸し付け、有資格者の再就職を応援するものです。

▶対象者 次の全てを満たす方

- ☑ 介護職員(※)としての経験が1年以上ある
- ☑ 次のいずれかの資格を持っている
介護福祉士、実務者研修修了、初任者研修修了
基礎研修修了、ヘルパー1級、ヘルパー2級
- ☑ 山形県内の介護保険サービス事業所等に介護職員(※)として再就職が決定した
- ☑ 介護職員として再就職するまでに山形県福祉人材センターに氏名・住所等の届出または求職登録を行っている



(※) 居宅サービス等(介護保険法(平成9年法律第123号)第23条に規定する居宅サービス等)を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業(同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業)若しくは第一号通所事業(同号ロに規定する第一号通所事業)を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等(社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護等をいう。)の業務である者

▶貸付額 40万円以内 無利子

(例えば、学び直しの講習会参加経費等として)

▶返還免除 再就職した日から2年間継続して 山形県内で介護職に従事

➡ 全額返還免除！

※ 返還免除の要件は裏面をご覧ください。

※ 保証人(1名)が必要です。

※ 詳細については、お気軽に下記までお問い合わせください。



社会福祉法人 山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター

〒990-0021 山形市小白川町二丁目 3-30 電話 023-633-7739

ホームページ <https://www.ymgt-shakyo-j2.info/>

<p>▶貸付額</p> <p>対象経費</p> <p>※内定日から就職日の前日までに掛かった経費が対象</p>	<p>40万円以内 <貸付金の使用例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの預け先を探す際の活動費 ・介護に係る情報収集や講習会参加経費、国家試験受験手数料、参考図書等の購入費 ・介護職員等として働く際に必要となる靴や、訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具や鞆等の被服費（各用具の上限額を1万円とする） ・敷金礼金、転居費など転居を伴う場合に必要となる経費 ・通勤用の自転車又はバイクの購入費 など
<p>▶連帯保証人</p>	<p>1名必要</p> <p>原則、山形県内に住所を有し、申請者とは別に生計を営んでいる65歳未満の方で、市町村民税を課税されている方</p>
<p>▶申請書類</p> <p>申請様式は、山形県福祉人材センターのホームページからダウンロードしてください。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①再就職準備金貸付申請書（第1号様式） ②再就職準備金利用計画書（第2号様式） ③雇用（内定）に関する証明書（第3号様式） ④過去に介護職として1年以上従事したことがわかる書類 (例：介護福祉士国家試験受験時の実務経験証明書の写し、源泉徴収票の写し、給与明細の写し、雇用保険離職票の写し等) または、実務経験証明書（第4号様式） ⑤世帯員全員が記載された住民票（住民票謄本、本籍記載有） ⑥連帯保証人が市町村民税を課税されていることがわかる書類 (市町村が発行する「市町村民税・県民税課税証明書」又は「給与所得に係る市町村民税・県民税・森林環境税 特別徴収税の決定通知書」の写し) ※必要に応じて上記以外の書類提出を求める場合があります。
<p>▶申請方法</p>	<p>必要書類を揃えて、山形県福祉人材センターに申請。</p>

<< 貸付の申請から返還免除までの流れ >>

申請から貸付金交付までの流れ	貸付金交付後から、返還免除までの流れ
<p>離職期間中に、山形県福祉人材センターに届出もしくは求職登録しており、再就職が決定（ハローワーク紹介等で就職決定も可）</p> <p>↓</p> <p>借入申込</p> <p>↓</p> <p>審査/貸付決定</p> <p>↓</p> <p>借用証書等の提出</p> <p>↓</p> <p>貸付金の送金（指定口座に一括送金）</p>	<p>介護の業務に従事し、返還猶予申請</p> <p>↓</p> <p>2年間、継続して従事 (毎年業務従事届の提出が必要)</p> <p>↓</p> <p>返還免除の申請</p> <p>↓</p> <p>返還免除の決定</p>

<< 貸付金の返還 >>

介護職員として就職しなかった場合、他産業への転職、所定の期間前に介護の業務を自己都合で辞めた場合は、貸付金を返還しなければなりません。原則一括返還となります。

お問合せ ≫ 社会福祉法人 山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター
 〒990-0021 山形市小白川町二丁目 3-30 電話 023-633-7739
 ホームページ <https://www.ymgt-shakyo-j2.info/>